

群馬大学生体調節研究所危機管理規程

平成18年9月5日 制定

改正 平成28年11月1日

(目的)

第1条 この規程は、群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「危機管理」とは、研究所における危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応策及び危機収束時の事後対策等の総合的な取組をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び研究活動の遂行に支障のある事態
- (2) 教職員等の安全に関する事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 社会的影響の大きい事態
- (5) 研究所に対する社会的信頼を損なう事態
- (6) その他組織的かつ迅速に対処することが必要と考えられる事態

(危機事象に関する報告)

第4条 教職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、直ちに所長に報告しなければならない。

2 所長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに当該危機事象の状況を確認し、学長及び国立大学法人群馬大学危機管理規則第8条第1項に定める危機管理室に報告するとともに、対処方針を協議しなければならない。ただし、危機事象が情報ネットワーク・コンピューターシステムに関連するものである場合は、国立大学法人群馬大学危機管理規則第8条第2項に定める組織に速やかに報告しなければならない。

3 教職員は、第1項の危機事象に限らず、緊急に対処すべき事案が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、直ちに最寄りの事務部に報告しなければならない。

(危機管理室の設置)

第5条 研究所に危機管理に関する業務、支援及び連絡調整等を行うため、危機管理室を置く。

(危機管理室の組織)

第6条 危機管理室に室長を置き、所長をもって充て、危機管理室の業務を統括する。

2 危機管理室に室長補佐を置き、評議員をもって充て、室長を補佐する。

3 危機管理室の事務は、総務課が行う。

(危機管理室の業務)

第7条 危機管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機管理に係わる情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 危機管理体制及び危機管理システムの構築に関すること。
- (3) 危機管理に係わる学内組織との連絡調整に関すること。
- (4) 危機管理に係わる情報の教職員等への周知に関すること。
- (5) その他危機管理に関すること。

(危機対策本部)

第8条 所長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係わる危機対策本部を設置するものとする。

2 危機対策本部の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長を置き、室長をもって充て、危機対策本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長を置き、室長補佐をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員を置き、全ての教授をもって充てる。

3 危機対策本部の事務は、総務課が行う。

4 危機対策本部は、当該危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第9条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

2 教職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。

3 危機対策本部は、当該危機事象の対処に当たり、教授会の審議の手続を省略することができる。

4 危機対策本部は、前項の規定により教授会の審議の手続を省略した場合は、当該危機事象の対処後に教授会に対処内容を報告しなければならない。

(本部長が不在の場合の措置)

第10条 本部長が出張等により不在の場合は、副本部長が、この規程に基づき、危機事象の対処に当たるものとする。

2 本部長及び副本部長が不在の場合は、所長があらかじめ指名する者が、この規程に基づき、危機事象の対処に当たるものとする。

(雑 則)

第11条 この規程の定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行し、平成28年9月21日から適用する。